

第 23 回福島県知事選挙
小野町投票立会人募集要項

1 趣旨

この要項は、第 23 回福島県知事選挙を執行するにあたり、広く有権者の選挙制度への意識高揚、啓発等を図り、有権者が積極的に選挙に参加するため、投票所（以下「当日投票所」という。）及び期日前投票所の投票立会人（以下「投票立会人」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 募集方法

- （１）小野町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、投票立会人を公募することができるものとする。
- （２）投票立会人の募集は広報紙、町公式ウェブサイト、SNS により行うものとする。
- （３）募集期間は、無期限とする。

3 応募要件

投票立会人に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （１）小野町内に住所を有している者
- （２）小野町の選挙人名簿に登録があり、満 18 歳以上 80 歳未満の日本国民で、3 ヶ月以上小野町に在住していること
- （３）公職選挙法第 11 条の欠格事由に該当しない者
- （４）小野町暴力団排除条例（平成 24 年小野町条例第 4 号）第 2 条第 3 号の規定に該当しない者

4 応募方法

投票立会人に応募する者は、投票立会人登録申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を委員会に提出しなければならない。

5 投票立会人名簿

- （１）委員会は、申込書の提出があった場合は、応募要件に該当するかどうかを審査し、該当すると認めるときは、投票立会人名簿（様式第 2 号。以下「名簿」という。）へ登録するものとする。
- （２）委員会は、投票立会人に応募した者（以下「応募者」という。）を名簿に登録したときは、投票立会人登録通知書（様式第 3 号）により、応募者に通知するものとする。
- （３）委員会は、応募者を名簿に登録しないことを決定したときは、投票立会人登録却下通知書（様式第 4 号）により、応募者に通知するものとする。

6 登録期間

名簿への登録期間は、登録の日から選挙当日までとする。

7 登録事項の変更等の届出

名簿に登録された者は、登録事項に変更があったとき、又は登録を辞退したいときは、速やかに投票立会人登録変更・辞退届（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

8 登録事項の変更及び抹消

- （1）委員会は、前条の規定による投票立会人登録変更届の提出があったときは、直ちに名簿の登録事項を変更しなければならない。
- （2）委員会は、名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその者を名簿から抹消するものとする。
 - ① 応募要件に該当しなくなったとき。
 - ② 正当な理由なく投票立会人の義務を欠くとき。
 - ③ 前条の規定による投票立会人登録辞退届の提出があったとき。

9 投票立会人の選任

- （1）委員会は、名簿に登録された者の中から、選挙ごとに投票立会人を選任するものとする。
- （2）委員会は、やむを得ないと認める場合は、名簿に登録されていない者を投票立会人に選任することができるものとする。